平成２１年（フ）第１１３９号
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘１丁目８番６号
債務者　北村　裕介（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１４４号
福岡市中央区福浜２丁目６番８―339号
債務者　マルヒロこと　古川　弘則
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２５６号
福岡県前原市有田中央１丁目１番45号
債務者　松田　五月（旧姓冨久）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２７７号
福岡県糸島郡志摩町大字師吉709番地の59
債務者　前田　義和
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３１０号
福岡県太宰府市水城４丁目６番16号
債務者　井手　孝俊
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３５７号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目１番地２禅院ハイツ402号
債務者　井上隆三郎
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３５８号
福岡市博多区築港本町６番15―801号
債務者　松原　祐子（旧姓島谷）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３５９号
福岡県古賀市青柳1061番地２
債務者　山口　政喜
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３６０号
福岡県古賀市青柳1061番地２
債務者　山口　明美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３７５号
福岡市西区大字千里458番地３
債務者　三苫　征次
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３７６号
福岡市西区大字千里458番地３
債務者　三苫キヨ子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３７８号
福岡市西区横浜１丁目28番23―101号
債務者　和田由美子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３９１号
福岡県春日市岡本３丁目16番地林コーポ101号
債務者　木月　裕香
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４２９号
福岡市東区和白３丁目６番18―406号
債務者　広渡　珠美（旧姓大原）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４４１号
福岡市早良区百道３丁目14番13号
債務者　徳永　律子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４７１号
福岡県朝倉市来春237番地１メゾン・ド・ソレイユ壱番館101号
債務者　白井　優子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４７３号
福岡市東区香椎浜２丁目３番２―503号
債務者　多田　基樹
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４８３号
福岡市南区花畑３丁目32番３号
債務者　山口　優一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部